

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 66 号

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和2年規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料及び報酬に関する特例）

5 福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）第1条の規定による改正後の給与条例別表第1の規定の第5条第1項第1号への適用は、令和7年4月の給料分からとする。

別表第2防災専門官の項中「287,800円」を「298,100円」に改め、同表防災コーディネーターの項中「223,800円」を「232,000円」に改め、同表危機管理員の項中「210,800円」を「218,300円」に改め、同表生涯学習統括指導員の項中「398,200円」を「408,800円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。